

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告示	ページ
自衛官の募集期間(四一九・総務課).....	1
自衛官採用試験の試験期日等(四二〇・総務課).....	1
口頭により開示請求をすることができる個人情報の変更(四二一・情報公開課).....	1
保安林予定森林の指定通知(四二二～四二六・森林整備課).....	1
道路区域の変更(四二七～四三二・道路課).....	3
公告	
特定調達契約に係る落札者の決定(リハビリテーション・精神医療センター).....	5
特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(リハビリテーション・精神医療センター).....	5
市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(北秋田地域振興局農林部).....	6
県営土地改良事業の換地計画の決定(秋田地域振興局農林部).....	6
土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部).....	6
土地改良事業工完了の届出(由利地域振興局農林部).....	6
県営土地改良事業工完了の届出(仙北地域振興局農林部).....	6
土地改良事業工完了の届出(平鹿地域振興局農林部).....	6
教育委員会規則	
県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則(一七・義務教育課).....	6

告 示

秋田県告示第四百十九号
 平成十八年度第一回二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期

間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十八条の規定に基づき、告示する。
 平成十八年四月二十五日
 秋田県知事 寺 田 典 城

募集期間
 平成十八年五月一日から同年六月十二日まで

秋田県告示第四百二十号
 平成十八年度第一回二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定に基づき、告示する。
 平成十八年四月二十五日
 秋田県知事 寺 田 典 城

試験期日	試験場		募集地域
	名 称	位 置	
受付時に 指定する 日	自衛隊秋田地 方連絡部	秋田市山王四 丁目三番三十 四号	秋田県全域
	陸上自衛隊秋 田駐屯地	秋田市寺内字 將軍野一番地	
自衛隊秋田地 方連絡部大館 出張所	大館市赤館町 三番三号	大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡	
	自衛隊秋田地 方連絡部能代 募集事務所	能代市花園町 二十六番二十 二号	能代市 山本郡
自衛隊秋田地 方連絡部秋田 募集案内所	秋田市茨島二 丁目八番二十 四号	秋田市 男鹿市 潟上市 南秋田郡	
	自衛隊秋田地 方連絡部由利 本荘募集事務 所	由利本荘市給 人町七番三号	由利本荘市 にか ほ市
自衛隊秋田地 方連絡部大仙	大仙市大曲田 町二十一番五	大仙市 仙北市	

募集事務所	号	仙北郡
自衛隊秋田地 方連絡部横手 募集事務所	横手市横手町 字上真山百九 十五号	横手市 湯沢市 雄勝郡

秋田県告示第四百二十一号
 秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八号)第二十二條第一項の規定により口頭により開示請求をすることができる個人情報について、次のとおり変更したので、告示する。
 平成十八年四月二十五日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 口頭により開示請求をすることができる個人情報項目等を変更したもの

口頭により開示請求をすることができる個人情報項目	開示する内容	口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	科目別得点及合格発表の日	合格発表の日から一箇月	健康推進課
調理師試験	科目別得点及合格発表の日	合格発表の日から一箇月	雇用労働政策課
技能検定	科目別得点	合格発表の日から一箇月	河川砂防課
砂利採取業 主任者試験	科目別得点及合格発表の日	合格発表の日から一箇月	

二 口頭により開示請求をすることができる個人情報としたもの
 (一) 秋田県立大学の学部及び大学院研究科の入学者選抜試験
 (二) 県立大学短期大学部入学者選考試験(一般人試前期日程)
 (三) 県立大学短期大学部入学者選考試験(一般人試後期日程)
 (四) 県立大学短期大学部入学者選考試験(推薦入試)
 (五) 県立大学短期大学部入学者選考試験(社会人・大卒等入試)

秋田県告示第四百二十一号
 農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

保安林予定森林の所在場所

- 鹿角市八幡平字三の岳の一、一の三から一の六まで、二の一、一七の六五から一七の六七まで、一七の六九、一七の七〇、横手市大森町八沢木字山ノ根八四から八七まで、八九、上溝字山田二四の一(次の図に示す部分に限る。)、六四、六六、七一の一、七四、七八、八三から八五まで
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局農林部、平鹿地域振興局農林部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百二十三号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

保安林予定森林の所在場所

- 横手市大森町八沢木字留長根一三の三、山内大松川字二石
- (三)(二) 指定の目的 水源のかん養
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

保安林予定森林の所在場所

- 山本郡藤里町藤琴字桂岱一〇八(次の図に示す部分に限る。)
- (三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (1) 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種を定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、山本地域振興局農林部、平鹿地域振興局農林部並びに横手市役所及び藤里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百二十四号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

保安林予定森林の所在場所

- 大館市雪沢字竜谷郷山下二五の一、二七の一、四三の一、四七の一
- (三)(二) 指定の目的 水源のかん養
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種を定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

- 保安林予定森林の所在場所
- (一) 北秋田市七日市字猫平一三の三、阿仁中村字土平一六、二七、四〇、五二の二九、五二の九八、五二の一〇一から五二の一〇五まで、五二の二二五、五二の二六一、山本郡藤里町藤琴字中の田一五の一、二五、二六の一、二六の二、二七、二八、二九の一、二九の六、八六、八七
- (三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (1) 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字土平一六・四〇・五二の二九、五二の一〇一・五二の一〇二・五二の一〇三・五二の一〇四・五二の一〇五・五二の一〇六・五二の一〇七・五二の一〇八・五二の一〇九・五二の一〇一〇・五二の一〇一〇以上九筆について次の図に示す部分に限る。)、二七、二九の一・二九の六・八六(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部、山本地域振興局農林部並びに関係市役所及び藤里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百二十四号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

保安林予定森林の所在場所

- 北秋田市阿仁長畑字羽立三四の二、三五の二、三七の二、三八の三
- (三)(二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (1) 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

秋田県告示第四百二十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 保安林予定森林の所在場所

横手市睦成字城付一の四（次の図に示す部分に限る。）
字清水沢二六の一、二六の二

(三) 指定の目的 水源のかん養
指定実施要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めぬ。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所

横手市金沢字上寺ノ沢二、二の一、三の一、三の二、四の二、五二から五四まで、五五の一、字阿良田一の一、一の一、三の二、四の一、四の二、六、八、九、一、二、一四、一五、一七、山内大松川字竹ノ子沢四一（次の図に示す部分に限る。）
四二から四四まで、四五の一、四六の一

(三) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定実施要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上寺ノ沢二・二の一・三の一・四の二・五二から五四まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
字阿良田三の二、四の一、四の二、六、九、一七、字竹ノ子沢四一から四四まで・四五の一・四六の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

横手市雄物川町大沢字鳥ノ越二の二

(三) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
指定実施要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、平鹿地域振興局農林部及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第四百二十六号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 保安林予定森林の所在場所

鹿角市十和田大湯字熊取平七、七二、七四、七六から七九まで、鹿角郡小坂町小坂字丑森四六、字道合五三、字堀内沢九

(三) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定実施要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字熊取平七四・七六・七八・字丑森四六・字道合五三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

鹿角市八幡平字平一三の一、五四の四

(三) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
指定実施要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局農林部及び鹿角市役所及び小坂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第四百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	三百九十八号	湯沢市皆瀬字下毛野七番一地先から字下毛野六番まで

二 供用開始の期日 平成十八年四月二十五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年四月二十五日から同年五月八日まで

秋田県告示第四百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧		能代五城目線	A	南秋田郡五城目町内川湯ノ又字日ノ沢一三番一地先から字三千刈三九番一地先まで	九・五〇〇～一七・〇〇〇	〇・二二八
			能代五城目線	B	南秋田郡五城目町内川湯ノ又字日ノ沢一三番一地先から字三千刈三九番一地先まで	一三・〇〇〇～四二・〇〇〇	〇・〇九六

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

期間 平成十八年四月二十五日から同年五月八日まで

秋田県告示第四百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧		羽後向田館合線	A	雄勝郡羽後町軽井沢字軽井沢山一五番一地先から字崩坂下五一番七地先まで	一四・〇〇〇～三八・五〇〇	〇・一三五
			羽後向田館合線	B	"	六一・〇〇〇～九二・〇〇〇	〇・一三五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

期間 平成十八年四月二十五日から同年五月八日まで

秋田県告示第四百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧		大曲田沢湖線	A	仙北市角館町白岩新下掬一七六地先から広久内新下夕町四七地先まで	九・〇〇〇	〇・六四〇
			大曲田沢湖線	B	仙北市角館町白岩新下掬一七七地先から田沢湖神代字上大久保七一番二地先まで	八・〇〇〇～二三・〇〇〇	〇・八八〇
			大曲田沢湖線	A	仙北市角館町白岩新下掬一七六地先から田沢湖神代字上大久保七一番二地先まで	五・〇〇〇～三四・〇〇〇	二・〇四〇
			大曲田沢湖線	B	仙北市角館町白岩新下掬一七七地先から田沢湖神代字上大久保七〇番一	一四・〇〇〇～三〇・〇〇〇	一・九二二

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年四月二十五日から同年五月八日まで

秋田県告示第四百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
			森岳鹿渡線	山本郡三種町鹿渡字昼寝道上八〇番一地先から字昼寝道下二九番一地先まで	二・〇〇〇〇〜二九・〇〇〇	〇・一一九
			森岳鹿渡線	"	二・〇〇〇〇〜三三・〇〇〇	〇・一一九

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年四月二十五日から同年五月八日まで

秋田県告示第四百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
			稲庭関口線	湯沢市関口字戸沢一七五番一地先から字落三八番一地先まで	二・四〇〇〇〜一六・三三〇	〇・六五七
			稲庭関口線	湯沢市関口字戸沢一七五番一地先から字落三八番一地先まで	四・三〇〇〇〜一六・三三〇	〇・六五七

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年四月二十五日から同年五月八日まで

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

株式会社山一 秋田市中通二丁目五番二十号

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 三 落札者を決定した日
- 四 落札者の名称及び住所

- 一 一種一号重油(特A重油)九十四万リットル
- 二 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 大仙市協和上淀川字五百刈田三百五十二番地
- 三 平成十八年三月十五日
- 四 落札者の名称及び住所
- 五 落札金額
- 六 契約の相手方を決定した手続
- 七 一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日

める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター清掃業務

一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 大仙市協

和上淀川字五百刈田三百五十二番地

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十八年三月十五日

四 随意契約の相手方の名称及び住所

株式会社東北ダイケン秋田支店 秋田市中通二丁目一番三十一号

五 随意契約に係る契約金額

五千四百九十三万六千円

六 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の二第一項第八号に掲げる理由による。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の市からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年四月二十五日 秋田県知事 寺 田 典 城

一 大館市

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 市営土地改良事業(山瀬地区中山間地域総合整備事業)計画書及び条例の写し

(二) 縦覧期間 平成十八年四月二十六日から同年五月二十六日まで

(三) 縦覧場所 大館市役所

二 北秋田市

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 市営土地改良事業(合川地区村づくり交付金)計画書及び条例の写し

(二) 縦覧期間 平成十八年四月二十六日から同年五月二十六日まで

(三) 縦覧場所 北秋田市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(飯塚地区ほ場整備事業)換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十八年四月二十六日から同年五月二十六日まで

三 縦覧場所 潟上市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、由利郡由利町鮎川土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十八年四月十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 由利本荘市

完了年月日 平成十六年十一月二十四日

(二)(一) 事業名 土地改良事業(ニタ又地区基盤整備促進事業(農道整備))

二 由利本荘市

完了年月日 平成十七年十二月二十七日

(二)(一) 事業名 土地改良事業(下小屋地区基盤整備促進事業(農道整備))

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 県営土地改良事業(財山地区ため池等整備事業)

完了年月日 平成十七年十一月四日
二 県営土地改良事業(子吉大堤地区ため池等整備事業)
完了年月日 平成十七年十一月二十五日
三 県営土地改良事業(奥山地区ため池等整備事業)
完了年月日 平成十七年十二月七日
四 県営土地改良事業(内越地区担い手育成基盤整備事業)
完了年月日 平成十八年三月十六日
五 県営土地改良事業(木在地区担い手育成基盤整備事業)
完了年月日 平成十八年三月三十日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、仙北郡高梨土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十八年四月十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 完了年月日 平成十八年三月二十四日

(二)(一) 事業名 土地改良事業(下境地区基盤整備促進事業(かんがい排水事業))

(二)(二) 完了年月日 平成十八年三月十七日

(二)(一) 事業名 土地改良事業(栄第三地区県単小規模土地改良事業(かんがい排水事業))

教育委員会規則

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月二十五日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

秋田県教育委員会規則第十七号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

委員負担教職員の定数を定める規則(昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

市 町 村 名	学校種別	定 数				
		校長・教員	養護教員	学校栄養職員	事務職員	計
鹿 角 市	小 学 校	129人	10人	1人	10人	150人
	中 学 校	81	5	2	5	93
小 坂 町	小 "	27	3	1	3	34
	中 "	20	1	0	1	22
大 館 市	小 "	276	22	7	16	321
	中 "	160	11	3	13	187
北 秋 田 市	小 "	158	16	3	12	189
	中 "	85	5	2	8	100
上 小 阿 仁 村	小 "	18	2	1	2	23
	中 "	9	1	0	1	11
能 代 市	小 "	212	17	4	16	249
	中 "	120	6	2	8	136
藤 里 町	小 "	17	2	1	2	22
	中 "	11	1	0	1	13
三 種 町	小 "	76	8	3	5	92
	中 "	45	3	0	5	53
八 峰 町	小 "	47	7	0	5	59
	中 "	24	2	1	3	30
秋 田 市	小 "	850	48	22	48	968
	中 "	542	25	12	26	605
男 鹿 市	小 "	112	10	1	8	131
	中 "	76	6	3	7	92
潟 上 市	小 "	116	7	2	7	132
	中 "	70	3	2	3	78
五 城 目 町	小 "	44	4	1	4	53
	中 "	17	1	1	1	20
八 郎 潟 町	小 "	19	1	1	1	22
	中 "	15	1	0	1	17
井 川 町	小 "	17	1	1	1	20
	中 "	15	1	0	1	17
大 潟 村	小 "	14	1	1	1	17
	中 "	11	1	0	1	13
由 利 本 荘 市	小 "	291	22	9	21	343
	中 "	184	11	4	12	211
に か ほ 市	小 "	103	8	2	8	121
	中 "	62	3	1	3	69
大 仙 市	小 "	347	32	6	30	415
	中 "	189	13	3	15	220
仙 北 市	小 "	113	10	2	10	135
	中 "	70	5	1	5	81
美 郷 町	小 "	82	7	2	7	98
	中 "	51	3	1	4	59

横 手 市	小 "	343	26	5	23	397
	中 "	206	13	4	17	240
湯 沢 市	小 "	213	18	3	19	253
	中 "	117	8	3	8	136
羽 後 町	小 "	83	8	2	3	96
	中 "	45	3	0	5	53
東 成 瀬 村	小 "	10	1	0	1	12
	中 "	11	1	1	1	14

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県費負担教職員の定数を定める規則の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

発 行 者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六
 Fax(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp

